岩手県告示第 709 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	1日 任 十 月 日
L・Eエスコート 株式	盛岡市みたけ五丁目 20	エスコートヘルパー	盛岡市みたけ三丁目 38 番	亚比10年0月11日
会社	番 40 号	ステーション	58号 ベルメゾンA203号	平成 19 年 9 月 11 日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	11年十月日
L・Eエスコート 株式	盛岡市みたけ五丁目 20	エスコート ケアセ	盛岡市みたけ三丁目 38 番	亚出 10 年 10 日 1 日
会社	番 40 号	ンター	58号 ベルメゾンA203号	平成 19 年 10 月 1 日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	11年十月日
有限会社 ケアネットあ	盛岡市東新庄一丁目 23	ヘルパーステーショ	盛岡市紺屋町7番6号	平成 19 年 9 月 1 日
じさい	番 30 号	ンあじさい		